

金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件（平成十九年九月金融庁告示第九十三号）

新	旧
<p>（協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するもの）</p> <p>第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するものは、協会規則第二条第一項に規定する日本公認会計士協会「証券会社における顧客資産の分別保管に対する検証業務等に関する実務指針（中間報告）」（平成二十年四月二十八日付業種別委員会報告第二十八号）「及び「金融商品取引業者の顧客資産の分別管理に対する検証業務等の当面の取扱い」（平成二十年四月二十八日付業種別委員会報告第四十号）」と同一。</p>	<p>（協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するもの）</p> <p>第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する協会規則を定める金融商品取引業協会に加入していない金融商品取引業者について、金融庁長官の指定するものは、協会規則第二条第一項に規定する日本公認会計士協会「証券会社における顧客資産の分別保管に対する検証業務等に関する実務指針（中間報告）」（平成十四年十一月六日付業種別監査委員会報告第二十八号）「とする。</p>